

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

- 1 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備
 - ・ 文部科学大臣は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための必要な指針を策定する。
 - ・ 教員等の任命権者（教育委員会等）は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。
- 2 10年経験者研修の見直し
 - 10年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。

宮城県教職員育成協議会イメージ図

